

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画又は住宅地高度利用地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 都市計画法第12条の5第6項に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(3)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
 - (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(1)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(3)延べ面積の合計欄(同欄中の()は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄)についても記載すること。
- 5 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

注 意 事 項

- 1 この届出書は、当該行為に着手する日の30日前までに、都市計画課へ2部提出して下さい。
- 2 この届出書中該当の事項を○で囲み、その他必要な事項を記載して下さい。
- 3 行為の場所は、町名、地番まで明確に記載して下さい。
- 4 この届出書には、次の図面を添付して下さい。

行為の種別	図 面	縮 尺	備 考
(1) 土地の区画 形質の変更	都市図	1/2,500	方位・道路及び目標となる地物を表示
	区域図	1/1,000	当該土地の区域及び当該土地の周辺の公共施設を表示
		1/2,500	
設計図	1/100 , 1/200 1/300 , 1/500	造成計画図面図・構造図・断面図等	
(2) 建築物の建築 工作物の建設	都市図	1/2,500	(1)に同じ
	配置図	1/100 , 1/200 1/300 , 1/500	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示
		立面図	1/50 , 1/100 1/200 , 1/300
建築物・工作物の 用途変更	平面図	1/50 , 1/100 1/200 , 1/300	各階のもの(工作物の場合は不要)
(3) 建築物・工作物の 形態意匠の変更	都市図	1/2,500	(1)に同じ
	配置図	1/100 , 1/200 1/300 , 1/500	(2)に同じ
		立面図	1/50 , 1/100 1/200 , 1/300
(4) 木竹の伐採	都市図	1/2,500	(1)に同じ
	区域図	1/1,000	当該行為を行う土地の区域を表示
	施工図	1/100	当該行為の施工方法を表示

※ 必要に応じて、その他参考となるべき事項を記載した図書を添付して下さい。